

熊本県後期高齢者医療広域連合事務決裁訓令の一部を改正する訓令

熊本県後期高齢者医療広域連合事務決裁訓令（平成19年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

「

臨時職員、非常勤 嘱託員等の任免 及び報酬の額の 決定		○		
--------------------------------------	--	---	--	--

」

を

「

臨時職員、非常勤 嘱託員等の任免		○		
---------------------	--	---	--	--

」

に改める。

別表第2（補助執行）の表中

「

議会議務局長

- 1 3,500万円未満の委託に関する事。
- 2 1,000万円未満の物件、労力その他の供給に関する事。
- 3 委託及び物件、労力その他の供給に係る契約の変更のうち、契約額の10パーセント未満の変更に関する事であって、350万円未満の変更に関する事。
- 4 議会の交際費の支出に関する事。
- 5 臨時職員又は非常勤嘱託員及びこれらに準ずる者の報酬の額の決定に関する事。

6 議会事務局長専決事項に属する事務に係る支出命令

を

議会事務局長

- 1 3,500万円未満の委託に関すること。
- 2 1,000万円未満の物件、労力その他の供給に関すること。
- 3 委託及び物件、労力その他の供給に係る契約の変更のうち、契約額の10パーセント未満の変更に関することであって、350万円未満の変更に関すること。
- 4 議会の交際費の支出に関すること。
- 5 議会事務局長専決事項に属する事務に係る支出命令

に改め、

選挙管理委員会書記長、監査事務局長

- 1 1,000万円未満の委託に関すること。
- 2 500万円未満の物件、労力その他の供給に関すること。
- 3 委託及び物件、労力その他の供給に係る契約の変更のうち、契約額の10パーセント未満であって、100万円未満の変更に関すること。
- 4 所管に係る交際費の支出に関すること。
- 5 定例による予算定額の補助金、貸付金、奨励金等の交付決定及び支出負担行為に関すること。
- 6 事務局職員の給与及び報酬の支払に関すること。
- 7 使用料、手数料その他の収入金の調定、更正、取消し、納期延長、分納、後納及び定めのある基準による減免に関すること。
- 8 旅費及び費用弁償の支払に関すること。

- 9 臨時職員又は非常勤嘱託員及びこれらに準ずる者の報酬の額の決定に関する事。
- 10 臨時職員の手金支払に関する事。
- 11 社会保険料の支出に関する事。
- 12 非常勤特別職の旅費支給の決定に関する事。
- 13 所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関する事。
- 14 科目更正に関する事。
- 15 各種負担金、補助金、交付金等の請求に関する事。
- 16 専決事項に係る支出命令

を

選挙管理委員会書記長、監査事務局長

- 1 1,000万円未満の委託に関する事。
- 2 500万円未満の物件、労力その他の供給に関する事。
- 3 委託及び物件、労力その他の供給に係る契約の変更のうち、契約額の10パーセント未満であって、100万円未満の変更に関する事。
- 4 所管に係る交際費の支出に関する事。
- 5 定例による予算定額の補助金、貸付金、奨励金等の交付決定及び支出負担行為に関する事。
- 6 事務局職員の手与及び報酬の支払に関する事。
- 7 使用料、手数料その他の収入金の調定、更正、取消し、納期延長、分納、後納及び定めのある基準による減免に関する事。
- 8 旅費及び費用弁償の支払に関する事。
- 9 臨時職員の手金支払に関する事。
- 10 社会保険料の支出に関する事。
- 11 非常勤特別職の旅費支給の決定に関する事。
- 12 所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関する事。
- 13 科目更正に関する事。

14 各種負担金、補助金、交付金等の請求に関すること。

15 専決事項に係る支出命令

」

に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。